参考資料5-3 建築基準法における現行告示と行政庁の審査方法(抜粋版)

	建築基準法上の規定			主事等の	特定行政庁への聞き取りによる実際の審査方法							
GESR第6条 における国 際的安全要 求事項 (特に重要 なもの)					確認申請時の審査方法					完了検査時の 審査方法		
	番号 通称名 (法令上の名称でないも のも含む)	政令 (告示)	規定の概要	来事等の 審査項目 ※赤字は、通常 運行に係る部分	① 「大臣認定書」 による判断		の「設置位置」	④ 図面から読み 取れる装置等 の「機械的構 造」による判 断	⑤ 図面の装置等 の「電気回路 の構成」によ る判断	⑥ 「計算結果」に よる判断	「実機検査」による判断	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
6.1.6 乗場戸の施 錠とLCUドア の戸閉	調節装置 1 (戸開走行防止装置) (乗場・かごドアスイッチ)	令第129条の8第2 項第二号 (平成12年告示第 1429号第1第二号 及び第三号)	・調節装置を設けること。 ・かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に、自動的に作動するものであること。 ・昇降路の戸の施錠装置が施錠された後に自動的に作動するものであること。	・設置位置・機械的構造・電気回路・プログラム・かご動作		0		0	× (UCMPの認 定でなければ 判断不可)		0	(1)プログラム、電気的制御を 含む装置で、主事等の審査が 困難と考えられる装置
	2 戸開走行保護装置 (UCMP)	令第129条の10第3 項第一号	(大臣認定のみ)	·大臣認定書	0							(1)プログラム、電気的制御を含む装置で、主事等の審査が困難と考えられる装置
	3 ブレーキ	令第129条の10第1 項・第2項 (平成12年告示第 1423号第2第三号)	・動力が切れたときに惰性による原動機の回転を自動的に制止するものであること。	•機械的構造		Δ*		×			0	(3)制動性能の確認を要する装置で、主事等の審査が困難と考えられる装置
6.2.1 昇降 路への落下	4 床合わせ補正装置	令第129条の8第2 項第一号 (平成12年告示第 1429号第一第一 号)	・かごの停止位置が着床面を基準として75ミリメートル以上下降するおそれがある場合に、これを調整し、着床面を基準として75ミリメートル以内の位置において補正することができるものであること。	・設置位置・機械的構造・電気回路・プログラム・かご動作		0			×		0	(1)プログラム、電気的制御を 含む装置で、主事等の審査が 困難と考えられる装置
6.4.6 LCU の非制御走 行	5 非常止め装置	(平成12年告示第 1423号第2第四号)		・機械的構造 ・かご動作		Δ*					×	(2)特殊な試験結果の分析を 必要とする装置で、主事等の 審査が困難と考えられる装置
	6 調速機	令第129条の10第2 項第一号 (平成12年告示第 1423号第2第二号)	・かこの速度が異常に増大した場合において毎分の速度が定格速度に相当する速度の1.3倍を超えないうちに動力を自動的に切るものであること。	·機械的構造 ·電気回路		Δ*					×	(2)特殊な試験結果の分析を 必要とする装置で、主事等の 審査が困難と考えられる装置
	7 緩衝器	令第129条の10第2 項 (平成12年告示第 1423号第2第六号)	上であるばね緩衝器又は告示に定められた式に よって計算した数値以上である油入緩衝器であるこ	(·設置位置) (·機械的構造) ·計算結果		Δ*				0	0	(2)特殊な試験結果の分析を 必要とする装置で、主事等の 審査が困難と考えられる装置
	8 リミットスイッチ ファイナルリミットスイッチ	令第129条の10第2 項 (平成12年告示第 1423号第2第五号)	・かご又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突しそうになった場合においてこれに衝突しないうちにかごの昇降を自動的に制御し、及び制止するものであること	・設置位置・機械的構造・電気回路・プログラム・かご動作		Δ*	〇 (おおよその 位置)	0				
	9 地震時等管制運転装置	令第129条の10第3 項第二号 (平成20年告示第 1536号第2各号)	・建築物に加速度を検知することができるよう適切な方法で設置されていること。 ・加速度を検知する部分は、機械室又は昇降路内に固定されていること。 ・かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止している場合に、加速度の検知後直ちに、自動的に、かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。 ・かごが昇降している場合に、加速度の検知後10秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかごの出入口の戸を開き、又はかできるものであること。 ・加速度の検知後直ちに、その旨をかご内の見やすい場所に表示することができるものであること。 ・予備電源が設けられていること。	・設置位置・機械的構造・電気回路・プログラム・かご、戸動作		Δ*	〇 (おおよその 位置)		×		△をするしい。 全をが、度できるが、度いきでいる。 をするしが、できが、できが、できが、できができまる。 ができますが、できない。 かいない。	含む装置で、主事等の審査が 困難と考えられる装置
	10 過荷重検知装置	令第129条の10第3 項第四号イ	・積載荷重に1.1を乗じて得た数値を超えた荷重が作用した場合において警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止するものであること	・設置位置・機械的構造・電気回路・プログラム・戸動作	【凡例】	0					〇 (おもりを載 せ、作動する か確認)	

- 【凡例】
 〇 :審査において実施している項目
 空欄:審査において実施していない項目(注:プログラムは全ての装置において審査していない)
 × :現状審査を実施していないが、実施が求められた場合でも実施が困難と考えられる項目(聞き出した項目のみ) Δ^* :特記として「~条の規定に適合する装置」等の文言が書かれており、その記載により規定に適合しているものとしている項目